

## 建設業許可を受けた後の注意事項

このたび、あなた（貴社）は建設業の許可を受けましたが、建設業法及び関係法令等に規定されている主な事項について記載しましたので、内容を十分に理解され、法令遵守に努めてください。

### 1 建設業の許可

#### （1）更新

建設業の許可の有効期間は、5年間（許可のあった日から5年目の当該許可があった日に対応する日の前日をもって満了）です。したがって、それ以降も引き続いて建設業を営もうとする場合は、許可の更新の手続をとる必要があります。この場合、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までに、許可の更新に係る申請書を提出しなければなりません。

なお、許可の更新を申請する際、経營業務の管理責任者や専任技術者等に変更がある場合には、更新の申請書とは別に、それぞれの変更届出書を提出してください。

特定建設業の許可については、更新申請時の直前決算期の財務諸表において、次の財産的基礎のすべてを満たさなければ、更新の許可を受けることができません。

- ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ② 流動比率が75%以上であること。
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であること。
- ④ 自己資本の額が4,000万円以上であること。

この基準を1つでも満たさない場合は、一般建設業へ区分換えを行うこととなります。

#### （2）般・特新規

次のいずれかに該当する場合には、「般・特新規」の申請を行うこととなります。

- ① 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合
- ② 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合（特定建設業の許可を有しなくなる場合は、「新規」となります。）

#### （3）業種追加

次のいずれかに該当する場合には、「業種追加」の申請を行うこととなります。

- ① 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合
- ② 特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

#### （4）許可換え新規

次のいずれかに該当する場合には、「許可換え新規」の申請を行うこととなります。

##### ア 国土交通大臣許可への許可換え

岩手県知事の許可を受けた者が2以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき

##### イ 他都道府県知事許可への許可換え

岩手県知事の許可を受けた者が岩手県内の営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなったとき

(5) 許可申請書の提出先

ア 提出先及び提出部数

許可の区分	提出先	提出部数
国土交通大臣許可	東北地方整備局建政部建設産業課	詳細は、東北地方整備局ホームページをご確認ください。
岩手県知事許可	主たる営業所の所在地を所管する 広域振興局土木部（土木センター）	正本1通、副本2通

※許可申請書等の様式は、岩手県公式ホームページからダウンロードできます。

イ 手数料

申請の種別	国土交通大臣許可	岩手県知事許可
新規	150,000円（登録免許税）	90,000円（岩手県収入証紙）
業種追加、更新	50,000円（収入印紙）	50,000円（岩手県収入証紙）

(6) その他

現在個人として建設業の許可を受けている者が、法人を設立して引き続き建設業を営もうとする場合には、法人について「新規」の申請を行うとともに、個人の建設業について廃業届を提出してください。

2 変更等の届出

許可を受けた後、届出事項に該当した場合は、必要な書類を添付した変更届出書（正本1部及び副本2部。ただし廃業届は1部）を、主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部（土木センター）に提出してください。詳しくは「建設業許可申請の手引き」（岩手県公式ホームページからダウンロードするか、広域振興局土木部（土木センター）へお越しく下さい）を御参照ください。

【届出事項】

(1) 届出期間が変更後30日以内

- ・商号、名称の変更
- ・資本金額（出資総額）の変更
- ・営業所の名称、所在地、電話番号、郵便番号の変更
- ・営業所の新設、廃止
- ・営業所における営業業種の変更（追加（既に他営業所で許可を得ている業種）、廃止）
- ・法人の代表者及び役員の変更（新任、退任）
- ・支配人の変更（新任、退任）
- ・氏名変更（法人の役員、個人事業主、支配人）
- ・廃業（個人事業主が死亡したとき、法人が合併により消滅したとき、法人が破産手続開始の決定により消滅したとき、法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき、許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき）

(2) 届出期間が変更後2週間以内

- ・欠格要件に該当したとき
- ・営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の新任、変更
- ・常勤役員等（経營業務管理責任者等）及び直接に補佐する者の変更、追加、削除
- ・営業所の専任技術者の変更、追加、削除
- ・氏名変更（経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者）
- ・健康保険等の加入状況の変更

(3) 事業年度終了後 4 か月以内

- ・ 決算
- ・ 健康保険等の加入状況（従業員数の変更の場合）

### 3 一括下請負の禁止

建設業者は、その請け負った建設工事を、方法の如何を問わず一括して他人に請け負わせ、または他人の請け負った建設工事を一括して請け負うことはできません。

### 4 主任技術者または監理技術者の設置

(1) 建設業者は、建設工事を施工する場合には、その現場に一定の資格または経験を有する技術者（主任技術者または監理技術者）を置き、当該建設工事の施工計画、工程管理、品質管理等にあたらせなければなりません。

業種区分	指定建設業（土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園）			その他の建設業（22業種）		
	特定		一般	特定		一般
許可の種類	特定		一般	特定		一般
元請工事における下請金額合計	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
現場配置技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
技術者資格要件	一級国家資格者 大臣特別認定者	一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者	
技術者の専任	公共性のある施設若しくは工作物または多数のものが利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって請負金額が 3,500 万円以上となる工事					
監理技術者資格者証の携帯	専任が求められる監理技術者は必要	必要なし		専任が求められる監理技術者は必要	必要なし	

※建築工事業にあっては 4,000 万円を 6,000 万円に、3,500 万円を 7,000 万円に読み替える。

- (2) 土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容となる他の専門工事（例：建築一式工事における大工、鉄筋、管、電気、内装工事等）を自ら施行しようとするときは、一式工事の主任技術者または監理技術者の他に、これらの専門工事の主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を置かなければなりません。できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。
- (3) 許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合においても、(2)と同様に、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。
- (4) 監理技術者の専任が求められる現場において、「監理技術者補佐」を専任で置いた場合は、当該監理技術者は 2 つの現場まで兼務することができます。

### 5 経営事項審査

公共性のある施設または工作物に関する建設工事を元請として請け負おうとする建設業者は、その請負契約を締結する日前 1 年 7 ヶ月以内の日を審査基準日とした経営事項審査を受けていなければなりません。この結果通知を受けていない建設業者は公共工事の請負契約を締結することができません。なお、岩手県営建設工事入札参加資格審査においては、総合評定値を受けていることを申請要件としていますので、岩手県営建設工事入札参加資格審査の申請をしようとする場合は、経営規模等評価申請の際に必ず総合評定値請求を行ってください。

### 6 帳簿の備付け

建設業者は、営業所ごとに、営業に関する事項（営業所の代表者の氏名、発注者と締結した請負契約の内容、下請負人と締結した請負契約の内容等）を記載した帳簿を備え保存しなければなりません。

7 標識の掲示

建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の標識を掲げなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		岩手県知事許可（ ）第 号	
		岩手県知事許可（ ）第 号	
この店舗で営業している建設業			

※W40cm以上×H35cm以上

(2) 建設工事の現場に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		岩手県知事許可（ ）第 号	
許可年月日			

※W35cm以上×H25cm以上

[記載要領]

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。